

社会福祉法人親和福社会 役員等報酬規程

令和 元年 7月 1日制定 令和 3年 3月 19日改正
令和 5年 3月 28日改正

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人親和福社会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条に定める評議員、役員及び評議員選任・解任委員並びに苦情処理第三者委員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員及びに苦情処理第三者委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員の業務に関して、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、業務執行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいい、報酬等は明確に区分するものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で報酬等を支給することができる。
- 3 常勤理事を除く役員には、年額100万円の範囲内で報酬等を支給することができる。
- 4 事業所の職員を兼務する役員は、この規程に定める報酬等を支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 役員等の報酬等は、別表第1のとおりとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に伴い発生する費用を、別表1のとおり支給するものとする。

- 2 交通費の実費が費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。
- 3 費用弁償は原則、職務の執行にあたった日に現金により支給するものとする。
- 4 役員等が出張に要する旅費を役員等及び職員出張旅費規程に基づき支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、原則金融機関口座への振り込みによって、別表第1定める支払方法に応じて、支払月の21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程を改廃する場合は、評議員会の決議を経なければならない。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月28日から施行する。

別表第1（第4条）

役職等	報酬等の額	費用弁償 (交通費相当)	支払月
理事長	年額 360,000円	日額 3,000円	6月 (1~6月分) 12月 (7~12月分)
常勤役員 (業務執行理事)	月額 400,000円以内 (上記範囲内で評議員会が定めた額)		
非常勤役員 (理事)	年額 90,000円		
非常勤役員 (監事)	年額 90,000円		
評議員	年額 40,000円		
評議員選任 ・解任委員	日額 10,000円		当該月
苦情処理 第三者委員	日額 10,000円		当該月

※報酬等が年額の場合において、任期途中の退任及び選任があった場合の報酬算定方法は、報酬年額を12で除し（1円未満は切り上げる）、その額に在任期間の月数を乗じた額とする。なお、在籍基準日は月の初日とする。